

消費税「インボイス制度」は廃止・税率5%に

2023年10月からのインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向けて、今年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まります。しかも、登録するだけで自動的に消費税の課税事業者になる仕組みです。

インボイス制度とは

インボイス(適格請求書等)と呼ばれる伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組みのことです。インボイスは、税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りする伝票(請求書・領収書、送り状など)のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載します。

仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと売上げにかかる消費税から差し引くことができず、消費税の納税額が増えてしまいます。

インボイスを発行する課税業者との取引では…

売上げ時に もらえる消費税 100	仕入れ・経費で 払う消費税 80	=	納税する 消費税 20
-------------------------	------------------------	---	-------------------

インボイスを発行できない免税業者との取引では…

売上げ時に もらえる消費税 100	仕入れ・経費で 払う消費税 80	=	納税する 消費税 100
-------------------------	------------------------	---	--------------------

これが引けない

コロナ禍でも準備開始 とんでもない

「取引先から課税業者になるように要請されており、消費税負担が増える」事業者が、宿泊・飲食業41.2%、建設業19.4%に上るなど、すでに影響が出始めています(全商連付属・中小商工業研究所「2020年下期(9月)営業動向調査」)。

コロナ禍で営業を痛めつけられているときに、小規模事業者やフリーランスの取引排除を招くインボイス制度の実施に向けた準備を進めるなんて、とんでもないことです。

インボイス制度は実施せず、廃止を

2019年10月から消費税は8%と10%の複数税率になり、「区分記載請求書等保存方式」が採用されています(インボイス制度実施まで)。

区分記載請求書には、①発行者及び受領者の氏名又は名称、②取引の年月日、内容、対価の額(税込み)に加え、③軽減税率の対象品目である旨、④税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)を記載することとされています。

帳簿方式で消費税の計算・申告は可能です。

政府は免税点(現行1000万円)の廃止も視野に入れています。

「税制で商売をつぶすな」と声を上げ、インボイス制度の実施ではなく、廃止させることこそ営業を守る一番の対策です。

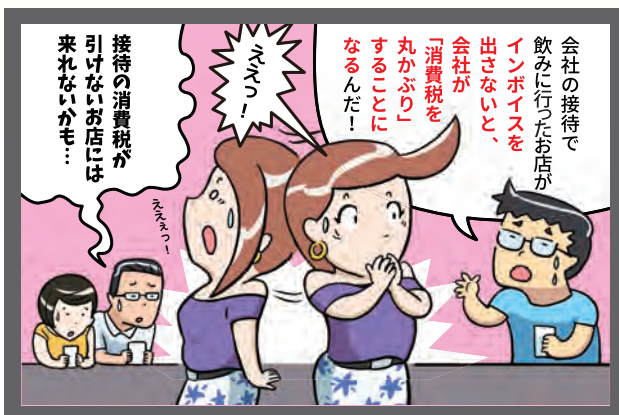
消費税

免税事業者は廃業の危機に

年間売上高1000万円以下の免税事業者は、税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえないため、インボイスを発行することができません。

そのため ▶取引先や元請け、業務委託元から取引を断られる ▶値引きや単価引き下げを求められる ▶課税業者になるよう要求され、消費税の納税が必要になる一など、廃業の危機に追い込まれます。

飲食店、一人親方、フリーランスも免税ではられない?



コロナ禍 世界で広がる 消費税減税

消費税を5%に!

コロナ禍、56カ国・地域で日本の消費税に当たる付加価値税の減税が実施されています。

消費税を5%に戻せば、複数税率にする必要もなくなり、インボイス制度は不要になります。

自営業・小企業
フリーランスも

商売の相談は

民商へ

あったか民商のお祝い・お見舞い
全商連共済会
会費は月1,000円

経営、くらしに役立つ情報が満載
全国商工新聞
週刊大判8ページ・月500円

千葉県商工団体連合会

千商連
フリーアクセス 0120-34-3729